議案第86号

令和4年度宝塚市一般会計補正予算(第4号)

資料1(14,15) 宝塚市物価高騰等対応小規模事業者応援一時支援金について

1 事業概要

長引くコロナ禍において、原油価格高騰や物価高騰に伴う各種原材料費の上昇に直面している市 内事業者の事業継続支援を目的とし、売上が減少しているものの、国の事業復活支援金の対象とな らない小規模事業者等に一時支援金を給付するものです。

2 支援金概要

(1) 名称

宝塚市物価高騰等対応小規模事業者応援一時支援金

(2) 対象者

市内に本店又は主たる事務所、営業所、店舗等を設置している中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に規定する中小事業者のうち小規模事業者及び個人事業主で下記の表に該当する事業者とし、今後も市内で事業継続の意思がある事業者とします。

		· -
	業種	常時雇用する従業員数
ア	商業(卸売業・小売業・飲食業)	5人以下
1	サービス業	5人以下
	(うち、宿泊業・娯楽業・旅行業)	20人以下
ウ	ア、イを除くその他全業種	20人以下

※ただし、本市他部局が創設する原油価格高騰や物価高騰に係る支援金等との併給は不可とします。

(3) 対象要件

- ①2021年11月から2022年3月までの任意の1ヶ月あたりの売上高が、2018年11月から2020年3月までの同月と比べて、10%以上30%未満減少した、国の事業復活支援金の対象とならない事業者。ただし、1カ月分でも国の事業復活支援金の支給を受けた事業者は対象外とします。
- ②2022年1月から6月までの任意の月と、2021年1月から6月までの同月について、光 熱費や原材料費等を比較し原油価格や各種原材料価格高騰が経営に影響を及ぼしていること が確認できること。

(4) 給付額

1事業者あたり一律10万円

- (5) 予算総額及び内訳 予算総額 75,500千円
 - ①市内事業者一時支援金事業委託料 5,500千円

【委託内容】申請受付、審査業務等の事務局機能

②市内事業者一時支援金 70,000千円

【内訳】@100千円×700件

(6) 申請期間・申請方法

- ①申請期間 令和4年(2022年)8月1日 から 令和4年(2022年)10月31日 まで
- ②申請方法 一時支援金事務局へ原則郵送にて受付予定